

研究ノート

中世ヨーロッパのなかの個と普遍

——ボーザルによる旧論文の再検討——

鹿子木 幹雄

(受付 1997年10月13日)

私は、かつて「属人法主義」と「国王自由人」に関する2論文^{1),2)}を発表している。しかしながら、ボーザル研究会（代表者平城照介教授、1989年以来）において、K. ボーザルの「力ある人と貧しき人」論文³⁾の訳出を担当することになり、その独自の史料解釈法に注目する機会をえた。ボーザル論文は、F. L. ガンスホーフが勅令集を単なる「行政上のプログラムや命令」と断じてその法制史上の史料価値を全面的に否定し、勅令の実効性、勅令に対応する自由人の存在に疑問を投げかけたことを承認する。その上で、勅令のなかで「用いられている概念が、少なくとも当時の官用語慣習を反映して」いた以上、概念史的（begriffsgeschichtlich）には史料的な価値があるとした⁴⁾。すなわち、ボーザルは、勅令作成者である王権が、どのような階層を恣意的に不法を働く「力ある人」と見て排除しようとしたか、どのような階層を王権の庇護を要する「貧しき人」と見たかを示す史料として勅令を再評価したのである。実効性のない、單なる「行政上のプログラムや命令」であっても、それは、史料作成者の社会観、世界観、階層観が投影されているというのである。

ボーザルの、この概念史的方法は歴史研究の方法論一般としても示唆に富むものである。一貫した連続性が証明されない制度（例えば「属人法主義」）や一定の普遍性をもって実現されなかった政策（例えば「国王自由

人」）については、史料の価値や制度の実在について安易に否定的な評価を与えてしまいがちであるが、そうではないことになる。私自身のかつての論文についても当然に再検討をする。そのためには、学説史、個別研究の周到な整理点検のうえに旧稿を全面的に改めるのが本来であるが、本稿ではとりあえず蕪雜な展望を試み、別の機会にあらためて論理の再構築をはかることにしたい。

1. 「属人法主義」（Personalitätsprinzip, personnalisme）

もっとも一般的に言えば、個人の本来の帰属法が、その人の行為規範として機能するという主張ないし法理が「属人法主義」である。しかしながら、その概念は、それが古典ローマ法に起源するか否かの学説史があり、国際私法、国際刑事協定などにおいても一法理概念として論じられることがある。私自身が、日米安全保障条約（1960年）、関連地位協定（同年）の片務的性格とのアナロジーで、「属人法主義」を論じたきらいがある。当時、私は、王朝を興したような有力部族の人と勢力関係が劣る他の部族の人の間でも、地域移動や身分異動の際、対等かつ継続的に各人の「生得法」（lex originis）を主張したかどうかという点に関心を持って、分析論文を書いた。私は、ゲルマン諸部族人が中世全期を通じ、部族間の政治的な優劣関係を超えて、常に「生得法」

の主張を貫徹したのでなければ、法制史のなかでの「属人法主義」の実在は証明されないと考えたのである。

私が、「属人法」に関する研究史を点検したとき、久保正幡教授の「フランク時代における属人法主義の成立」(初出1939年)、「フランク時代における属人法主義の成立統考—属人法の適用および決定について—」(初出1940年)の業績に遭遇した⁵⁾。教授から研究指導された私は、教授が「属人法主義」を証明した96史料を、いわば、スペクトグラム的な手法(阿部謹也氏の評言)で再分析するということを試みることになった。

久保教授の96史料は、地域的には、ザクセン(6, 含フリーセン1)・サリー(18)・リブアリア(17)・バイエルン(1)・アレマニエン(2)・西ゴート/アキタニア(3)・ブルグント(15)・ランゴバルト(34)であり、時間的には、5世紀(1), 6世紀(29), 7世紀(4), 8世紀(14), 9世紀(26), 10世紀(11), 11世紀(9), 12世紀(3)に分布しているが、私は各96史料について、先ず「属人」・「属地」、適用・原則宣示の別に注目したうえで、「属人法」の原則が、①成人男子, ②子, ③妻, ④被解放者, ⑤キリスト教会, ⑥聖職者, ⑦人命金, ⑧換刑料金, ⑨訴訟, ⑩契約, ⑪婚約, ⑫嫁女引渡し, ⑬婚資, ⑭寡婦孤児後見, ⑮相続, ⑯身分訴訟, ⑰逃亡奴隸について、どのように実現されているかを検証しようとした。

その結果、全96点の史料のうち、久保教授が属地的とした8点を除く88点のうち、67点が単なる「属人法」原則の宣示的な史料で残る21点の史料のみが「属人法」が現実に、あるいは訟争等のなかで主張、承認された事例を示しているように思われた⁶⁾。私は、このような、ゲルマン支配の全地域・全時期について、「属人法主義」の現実的な適用が常にあったのではないという所見が、直ちに「属人法主義」が歴史のなかの单なる仮構にすぎな

かったことの決定的な証明であるかのように錯覚したきらいがある。

ここで、ボーズルの概念史的ないし用語史的(begriffsgeschichtlich)な視点から問題を再検討してみると、北イタリア-ランゴバルト領域の34点の史料のなかの証書⁷⁾と法学講義ノート⁸⁾とがとくに注目される。証書は、8世紀に3点、9世紀に1点、10世紀に3点、11世紀に4点が作成されている。このうち、部族法の別が特定できる8点について見ると、ランゴバルト法対ローマ法の事例が2点、ランゴバルト法の対サリー法、対アレマニエン法の事例が各1点、サリー法主張事例が2点、ランゴバルト法、東ゴート法の主張事例が各1点となっている。また講義ノートは、12世紀大学のランゴバルト法講義のなかで「属人法主義」が依然として一つの授業題目であったことを示している。

私は、旧稿において、8~11世紀の証書と12世紀の法学講義ノートとにより、「属人法主義」が実証できるのは、北イタリア-ロンバルディア地方だけであったかのように論じたが、その際、私は「属人法主義」という法規範の実体があると思われているが、その普遍的な適用が証明されなければ「属人法主義」という法規範の実在性も揺らぐかのように考えていた。しかしながら、ボーズルのように過去の観念事実(概念Begriff)を重視する立場に立つと、推論は一変せざるをえない。「属人法主義」研究には、私が予想していなかった別の問題が含まれることになる。

久保教授も他の論者も、「属人法主義」の確実な史料として、9世紀の「5人が同行しまったは同席して5人が5人とも法を異にすることが稀ではない」というブルグント地域史料に注目した⁹⁾。それに対し、私はそのエピソードの現実性のみを疑い、宣示的な史料群67点の一つに数えた。しかしながら「概念史」的に見れば、当時の判断はあまりにも単純であった。たしかに「5人が5人とも」の表現

は精密な統計的事実ではないであろうし、他の史料による傍証もないが、当のアゴバルト司教が、各人がそのように「生得法」を主張するような事態に強い印象を持ったという事実は否定できない。

そうすると、ゲルマン部族法の時代にも、それに代わる法形成が進行していた時代になつても、人びとがなお自らの「生得法」を意識し、その適用を主張したという事実があったことになる。この、社会状況、政治状況、居住関係の変化にもかかわらず、自己の「生得法」を主張するという心性は、自己の「出自」、自己の歴史的文化的アイデンティティーによって自己証明をしようとする根深い動機を示していることになる。

西ヨーロッパ社会は、大まかに見ると成熟した国民国家の集合であるが、歴史的には複雑な民族紛争、交流を経験した地域であるから、逆に自己のアイデンティティーを保持し主張する必要が大きいのだとも言える。その意味で、従来法制史の関心事であった「属人法主義」に文化人類学的な検討を加えることが待たれる。その際、北イタリア-ロンバルディア地方や東フランス-ブルゴーニュ地方の濃厚な「生得法」概念にも、新しい解釈が可能になるかも知れない。

2. 「国王自由人」(Königsfreie, *liberi homines*)

R. v. ランケ以来のドイツ近代史学は、ドイツ中世の王権が王国内に普遍的に存在する自由人のうえに臨んできたと解していた。この古典学説の「一般自由人」(Gemeinfreie)学説の史料的根拠を全面的に批判したのが、1930年代の Th. マイヤーらの「開墾自由人」(Rodungsfreie)¹⁰⁾ないし「国王自由人」研究である。その結果、自由人の実態に関する史料が王領（または王領に由来する教会所領）に限られること、自由人に関する勅令などの制度的史料の実効性には重大な疑問があること

が判明し、「一般自由人」の存在はその限りで否定された。

G.バーケンの論文¹¹⁾は、マイヤーらの国王自由人研究の対象が主としてアレマニエン地域に限られ、他地域における追試を必要としていた懸案にこたえ、ザクセン（とくに東南部ザクセン）の分析を試み、国王自由人学説のドイツ全域への適用に道をひらこうとしたものである。

バーケンの検討の中心史料は、コルバイン修道士ヴィドゥキントの『ザクセン史』¹²⁾であるが、そこには、国王ハインリヒ1世がハンガリー人との9年間の和約締結（924年）後の記事がある。「*agrarii milites* [農民戦士] の各9名ごとに1名を選抜し、これを *urbes* [集落] に居住せしめた。その者は他の8名の *confamiliares* [同ファミリアの人びと] のためにそこに *habitacula* [住居] を設け、かつ農産物の3分の1を徴収し保管するものとされた」(Baaken 訳) というものである。

バーケンはこの記事の「アグラーリー・ミリテース」を、他の文書史料、考古学的所見などから、次のような推論にもとづいて国王自由人であるとした。リウドルフィング家はフランクの城塞を *decimationes* [国王賃租] つきの付属所領とともに継承していたが、侵入ハンガリーとの和約期間中に、アグラーリー・ミリテースを配置し、彼らに住居・倉庫などの付属施設を整備させ、城塞の警備を命じた。彼らは、王領に居住し、賃租を負担し、かつ軍務についていたのであるから、まさしく「国王自由人」にほかならないと言う。

しかしながら、バーケンが依拠している全史料を点検してみると、①自由人身分、②国王賃租、③軍役奉仕、④王領地定住という全指標を同時に示す階層は、実体としては存在していないことが判明した。もちろん、勅令などにおける觀念的規定はあるが、生きた現実の階層としての「国王自由人」はいなかつたのである。この作業のための、複数の指標

の同時存在は証明できないのではないかという仮説は、当時の文部省科学研究費による共同研究グループが検証しようとしていた共通仮説であって、私固有のものではなかったが、今にして思えば、概念史的に再検討すべきものであろう。

私自身の所産は、アグラーリー・ミリテースを同等・同質の一階層とみなすことはできないという一点に限られる。ヴィドゥキントの上記の記事の後半は実は「他の8名は播種し、収穫し、農産物を第9の者にもちより、かつまた農産物をかれ^アの *loci* [在所] で保管するものとされた」と読めるのであり¹³⁾、到底、単一・対等な階層に関する記事とはみなせないのである。また他の記事で、同じハインリヒが「腕力があり、先頭に適した者を見いだすと…刑を免じて…配備し、農地・武器を供与し、*cives* [国民の] 掠奪をもちろんさし控えるように、しかしながら蛮民では^ア欲しいままに掠奪をなせ、と命じ」¹⁴⁾ ていることも、武器の保持者と一般農民との間の格差を暗示するものである。バーケンのように、内部的に均質・平等な「国王自由人」階層を推論することはできないのである。

ここで、旧論文をボーズルの概念史研究によって再検討してみると、旧論は、史料（とくに勅令、ヴィドゥキントなどの記述史料など）の「概括的・包括的」な用語法¹⁵⁾ それ自体を、多様であるはずの現実の階層関係から乖離し正確さを欠くものとして評価しなかったきらいがある。しかしながら、王権は、その多様な階層からなる社会の現実に直面しながら、社会を *liberi* [自由人] あるいは *cives* [国民、市民] の集合であるかのように単純化することによって、自らを社会統合の核として正当化しようとしたと見るべきであろう。王権にとっては「アグラーリー・ミリテース」内部に役割分担（したがって、内部的な摩擦）があることなど恐らく自明のことだったであろう。それでも、王権（あるいはその視点

に立ったヴィドゥキント）は「概括的・包括的」な用語法をつかい続けたのであろう。

思えば、西ヨーロッパにおいては、フランスを例外とし（？）、連合王国（UK）を含めて連邦制の国家が多い。そこでは、国家単位での同調志向（Conformism）が成立するよりも、地方的な文化・制度が依然、強力であるように思われる¹⁶⁾。先の、イタリア-ロンバルディア地方で12世紀まで、自己の「生得法」を主張したような心性、自己の「出自」と自己の歴史的文化的アイデンティティーを問う動機に関する、文化人類学あるいは「人間学」的な研究が望まれる。国際化が進行して行く過程で《私はだれ》《あなたはだれ》かを問う機会が増加する。個が個としての個別性をどう主張するか、国がどのような形態・制度で統合を実現するかは、新しい「人間学」の課題であろう。「属人法主義」「国王自由人」のような歴史的事実についても、新しい分析が加えられることを期待する。

- 1) 鹿子木幹雄「フランク時代の属人法主義について—久保正幡教授二論文再検討の試み—」『広島修大論集』18巻2号（商経編、1978年）[以下、第1論文]、1~34頁。
- 2) 鹿子木「『アグラーリー・ミリテースとは何か—G. Baaken『王権・城塞・国王自由人』の紹介と批判—』」（久保正幡編）『中世の自由と国家—西洋中世前期国制史の基礎的諸問題—』中巻、創文社、1964年[以下、第2論文]、203~341頁。
- 3) Karl Bosl, Potens und Pauper. Begriffsgeschichtliche Studien zur gesellschaftlichen Differenzierung im frühen Mittelalter und zum "Pauperismus" des Hochmittelalters in: Festschrift O. Brunner: "Frühformen der Gesellschaft", 1964, SS 60~87; 'Potens' e 'Pauper' in: O. Capitani, *La concezione della povertà nel Medioevo*, Bologna, 1974, pp 95~152.
- 4) AaO, S 64.
- 5) 久保正幡『西洋法制史研究—フランク時代におけるゲルマ法とローマ法—』岩波書店、1952年（第III、IV論文として所収）。
- 6) 5世紀の事例は、前掲書、IV 320頁によれば、フランク王使節がブルグント王姫に婚約金としてフランク古式の金銀貨各1枚を献じたというFredegarの年代記（763年前）が依拠史料であ

- り, Gregorius Turonensis, *Epitomata* に採録されていいるという。私はこれを単なる伝説、追憶として宣示的史料の側に入れることはせず、実効例21の側に入れている（第1論文、事例（7）、10～11頁）。
- 7) 王法5点（第1論文、事例（63）～（67）、18～19頁）、勅令10点（同、事例（71）～（73）、（75）～（81）、19～21頁）、書式集・問答集・研究例8点（同、事例（74）、（90）～（96）、20、23～24頁）、証書11点（同、事例（68）～（70）、（82）～（89）、19、21～23頁）。
 - 8) 同、事例（94）～（95）、23～24頁。
 - 9) リヨン司教アゴバルト『ブルグント法論駁文』4章一同、事例（53）、17頁（久保、前掲書、III 253、278頁、IV 349頁）。
 - 10) 山田欣吾「『開墾自由人』とは何か—『開墾自由人』学説の批判的考察—」『中世の自由と国家』中巻、343～411頁を参照。
 - 11) Gerhard Baaken, *Burgen und Freie in Ost Sachsen* in: Konstanzer Arbeitskreis für mittelalterliche Gesch., Protokoll Nr. 70, 1959; ders., *Königtum, Burgen u. Königsfreie* (= Vorträge u. Forschungen, Bd. VI), 1961.
 - 12) MG SS, *Widukind monachi Corbeiensis rerum gestarum Saxoniarum libri tres*, 1935, I 35 (S 48ff).
 - 13) 第2論文、316頁。
 - 14) MG SS, *Widukindii..*, II 3. 第2論文、319頁。
 - 15) 例えば、第2論文、322頁。
 - 16) 鹿子木「現代ヨーロッパのなかの中世」、本学公開講座、1986年10月27日（広島市-中央公民館）は、ドイツ-バイエルン州の防火検査士制度における、中世の煙突掃除人ギルド遺制に関する

る試論である。

鹿子木「西ドイツ・バイエルン州におけるギルド的慣行」法制史学会研究大会口頭報告（1987年10月）も同一課題に関するもの。

なお、阿部謹也「ヨーロッパの煙突掃除人」『中世の星の下で』影書房、1983年、254～257頁の煙突掃除人（Schornsteinfeger）に関する摘要記は以下のように、ダンケルト（W. Danckert, *Unehrliche Leute*, Bern, München, 1963, 1979）の「竈火神聖」「冥府靈」を評価している。

- ①「賤民」身分：(254頁),
- ②風呂屋の兼業：(A. マルチン論文、254頁),
- ③幸運・恐怖・縁起・呪術：(ダンケルト論=竈火の神聖性、254～5頁),
- ④煤顔=冥府靈：(ダンケルト論、255頁)。

私には、この阿部氏の所説の是否を言う準備はないが、「竈火」「煤顔」についてダンケルト説に従うべきか否かについて私なりに以下の疑問がある。

「竈火」は、抽象的・呪術的な意味以前に《家》における熱源・光源としての意味、その効果としての団欒・平和などの象徴的な意味と結びつくものであろう。だからと言って、「竈火」の神聖性の前提から、上記③の「幸運・恐怖・縁起・呪術」と直結させることには無理があるのでないか。

また、「煤顔」がなぜ「冥府靈」と言えるか。この死靈視には、膚の色の相違に発する《人種差別》の匂いがある。そのような差別は《事実》としてはありうるが、煙突掃除人のように業務上、一時的に「冥府」色になる人についてまで、《連想》を拡大することについても、疑問が残る。